

平成 29 年 度

下 関 市 公 営 企 業 会 計
決 算 審 査 意 見 書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 5 3 6 号
平成 3 0 年 8 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎 様

下関市監査委員	小	野	雅	弘
同	大	賀	一	慶
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

平成 2 9 年 度 下 関 市 公 営 企 業 会 計 決 算
の 審 査 意 見 に つ い て

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により審査に付された平成 2 9 年度下関市
公営企業会計の決算及び附属書類を審査したので、その結果について次のとおり意
見を提出します。

目 次

第1	審 査	の	対 象	1
第2	審 査	の	要 領	1
第3	審 査	の	期 間	1
第4	審 査	の	結 果	1

下 関 市 水 道 事 業 会 計

1	事 業	の	概 要	3
2	予 算	の	執 行 状 況	6
3	経 営	状 況	10	
4	財 政	状 態	14	
5	資 金	の	状 況	19
6	未 収 金	の	状 況	20
7	む す び	21		
	資 料	23		

下 関 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計

1	事 業	の	概 要	35
2	予 算	の	執 行 状 況	37
3	経 営	状 況	39	
4	財 政	状 態	43	
5	資 金	の	状 況	46
6	未 収 金	の	状 況	47
7	む す び	48		
	資 料	49		

下 関 市 公 共 下 水 道 事 業 会 計

1	事 業	の	概 要	59
2	予 算	の	執 行 状 況	62
3	経 営	状 況	67	
4	財 政	状 態	71	
5	資 金	の	状 況	75
6	未 収 金	の	状 況	76
7	む す び	77		
	資 料	79		

下関市病院事業会計

1	事業の概要	93
2	予算の執行状況	96
3	経営状況	101
4	財政状態	105
5	資金の状況	110
6	未収金の状況	111
7	むすび	112
	資料	115

下関市ボートレース事業会計

1	事業の概要	127
2	予算の執行状況	129
3	経営状況	132
4	財政状態	137
5	資金の状況	140
6	未収金の状況	141
7	むすび	142
	資料	143

凡 例

- 1 文中等に記載された金額は、予算の執行状況以外は消費税及び地方消費税を除いた金額となっている。また、単位未満の数値は、四捨五入を原則としている。
- 2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 3 表中、表示単位未満の数値は四捨五入したため、内訳の計と総数の合わない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
空欄 … 該当数値がないもの
「0」又は「0.0」… 算出により零となるもの又は該当数値はあるが単位未満のもの
「－」… 算出不能なもの又は前年度と著しく条件が異なるもの
「△」… 減少又は損失（マイナス）
- 5 勘定科目の表記については、決算書等に記載された勘定科目に従っている。

平成29年度下関市公営企業会計決算の審査意見

第1 審査の対象

平成29年度下関市水道事業会計決算

平成29年度下関市工業用水道事業会計決算

平成29年度下関市公共下水道事業会計決算

平成29年度下関市病院事業会計決算

平成29年度下関市ボートレース事業会計決算

第2 審査の要領

平成29年度公営企業会計決算の決算審査に当たっては、

- (1) 地方公営企業法第30条及び同法施行令第23条の規定によって作成された決算報告書及び財務諸表等が関係法令に準拠して作成され、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているか。
- (2) 決算報告書及び財務諸表その他関係帳票との計数は、一致し、適正であるか。
- (3) 予算執行及び会計事務が適正な手続きによって処理されているか。

などについて総合的に審査するとともに、主に年度比較により事業の推移を把握し、その経営内容の分析を行った。

第3 審査の期間

平成30年6月4日から平成30年7月25日までの52日間

第4 審査の結果

- (1) 平成29年度公営企業会計決算の決算審査の結果は、
 - ① 審査に付された各事業の決算報告書及び財務諸表等は、いずれも地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。
 - ② 決算報告書及び財務諸表その他関係帳票との計数は、一致し、おおむね適正であると認められた。
 - ③ 予算執行及び会計事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
- (2) 各事業会計の業務の概要、予算の執行状況、経営成績及び財政状態等に係る審査結果及び意見については、次に述べるとおりである。

